

地域産学官共同研究拠点整備事業
公募要領（案）

平成 21 年 7 月 8 日

独立行政法人科学技術振興機構

<目 次>

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
2. 選定の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
3. 提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
4. スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
5. 選定後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7

【提案書・様式】

様式1：地域産学官共同研究拠点整備事業への提案について【鏡紙】	P. 9
様式2：地域産学官共同研究拠点 整備構想	P. 10
様式3：地域産学官共同研究拠点の具体的な構想内容	P. 11
様式4：施設の概要	P. 17
様式5：研究設備の内容	P. 18

<別添> 基本方針	P. 19
-----------	-------

1. 基本方針

本公募要領は、「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）を実行するに当たり、地域から提案をいただくためのものです。

本事業の実施を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された「産学官イノベーション創出拠点推進委員会」は、「地域産学官共同研究拠点整備事業 基本方針」（以下、「基本方針」という。）（別添）をとりまとめましたが、本公募要領はこの基本方針に基づいて策定しています。

基本方針で公募に直接関係するところは、次の通りです。

（1）本事業の意義

総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

（2）本事業の拠点の活動

本事業の拠点においては、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施

② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成

果の普及

- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

(3) 本事業の基本骨格

(イ) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、大学（高等専門学校等の教育・研究機関を含む）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の活動の成果が地域の10年、20年さらにはその後の発展に結びついていく計画を組み立てることが必要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さらには拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

(ロ) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること
- ② 経費を含め拠点を運用する主体となること

に責任を有する。

また、JST は、

- ① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
- ② 建物を所有すること

について責任を有する。

(ハ) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

(二) 拠点整備の規模

上記(ハ)を勘案し、拠点整備の規模としては、30 億円程度を上限とし、20 数億円程度から 10 数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算(695 億円)の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

(4) 地域の構想・計画

(イ) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JST が地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがとられる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。

- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の教育・研究機関の長、産業界代表者等の連名による。

(ロ) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後 10 年間程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の少なくとも 10 年間程度を見通した明確な目標が設定されること
- ③ 明確な活動計画が策定されること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけが明確であること
- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ 明確な運営体制（運営委員会の設置等）が整備されること
- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 運営資金面での明確かつ確実な計画が立てられること
- ⑨ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

(ハ) 拠点の構想・計画の採択の基本

上記（ロ）の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していく計画であるものを採択していくことが基本となる。

(5) 地域の運営委員会

地域の運営体制については、責任ある運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の運営方針を明確にすることが重要である。このため、地域全般にわたる産学官連携による運営委員会が設置され、その検討・審議の中で拠点の運営計画が策定されることが求められる。

2. 選定の方法等

(1) 選定の方法

JST に外部有識者で構成する「産学官イノベーション創出拠点審査専門委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において地域からの提案に対して、書類審査及びヒアリング審査を実施し、選定します。

なお、ヒアリング審査の結果、提案の内容に改善が必要であると認められたものについては、本審査委員会から改善の意見が出されます。修正提案がなされる場合には追加ヒアリングを実施します。

(2) 採択する規模の見込み

拠点整備の規模は、上記 1. (3) (二) にある通り 30 億円程度を上限とし、①20 数億円程度の規模、②10 数億円程度の規模、③数億円程度までの規模が考えられますが、本事業の全体予算（695 億円）を考慮すると、②10 数億円程度の規模のものが標準となり最も採択数が多く、①20 数億円程度の規模のものと③数億円程度の規模のものは、②よりは採択数としては少なくなる見込みです。

3. 提出書類等

(1) 申請者は、様式 1～5 を作成の上、正本 1 部、副本 30 部、及び作成した電子ファイルを下記提出先まで郵送してください。

(2) 〆切：平成 21 年 8 月 20 日(木) 17 時 必着

(3) 提出先、問い合わせ先

独立行政法人科学技術振興機構 産学官イノベーション創出拠点推進部

〒102-0076 東京都千代田区五番町 5-1 JS 市ヶ谷ビル 5F

Tel : 03-3238-7682 Fax : 03-3238-5371

E-mail : innove@jst.go.jp

4. スケジュール

公募、審査、選定等に係るスケジュールは、次の通りです。

- (1) 公募開始……………平成 21 年 7 月 31 日(金)
- (2) 公募締切……………8 月 20 日(木)
- (3) 審査委員会による書類審査……………8 月 21 日(金)～8 月下旬頃
- (4) 審査委員会によるヒアリング審査……………8 月下旬頃
- (5) 審査委員会による追加ヒアリング審査(該当地域のみ) ……9 月中旬頃
- (6) 選定結果公表……………9 月末頃

5. 選定後の予定

(1) 基本協定の締結

選定された地域の都道府県知事と JST の理事長の間で基本協定を締結します。

(2) 設計作業の実施

選定された拠点施設について、当該地域と協議・調整を行いつつ JST が設計を行います。また、拠点ごとの予算を配分します。

(3) 実施協定の締結

次のような要件について調整終了後に、地域の都道府県知事と JST の理事長

の間で実施協定を締結します。概ね平成 22 年 3 月までに締結する予定です。

なお、地域内参画機関間の取り決めは、実施協定締結までの間に終了してください。

(要件の例示)

- ① 拠点施設に関する経費（施設整備、運用）の額
- ② 用地の契約またはその見通し
- ③ 地域と JST の協働体制

【様式1】

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
理事長 北澤 宏一 殿

(官 地方公共団体名)
(代表者名)

(公印)

(学 中核研究機関名)
(代表者名)

(公印)

(産 産業団体名)
(代表者名)

(公印)

地域産学官共同研究拠点整備事業への提案について

産学官共同研究拠点を整備するにあたり、「地域産学官共同研究拠点 整備構想」を
様式2の通り提案する。

【様式2】

地域産学官共同研究拠点 整備構想

1. 基本情報

拠点名	(仮称でも構いません)
提案機関	官＜都道府県＞（機関名）
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	学＜中核となる大学等の教育・研究機関＞
	(機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	産＜中核となる経済団体＞
	(機関名)
	(所在地)
	(担当者所属・氏名・連絡先)
	※任意 官＜政令指定都市、等＞ ※都道府県との連名により提案すること。
(機関名)	
(所在地)	
(担当者所属・氏名・連絡先)	
協力機関	(機関名、代表者名、所在地、担当者所属・氏名、連絡先)

【様式3】

地域産学官共同研究拠点の具体的な構想内容（〇〇県）

1. 地域産学官共同研究拠点の全体構想（概要）

拠点名	〔仮称でも構いません。〕
設置予定地	建設予定地の考え方を示してください。（中核大学敷地内、隣接地、等）
主要な活動分野	医療 ・ ライフサイエンス ・ 食品 ・ ナノテク ・ ものづくり IT ・ 環境 ・ エネルギー ・ 産学官連携一般 (具体的には _____)
全体構想 (概要)	長期的な視点(今後10年程度)に立った地域産学官共同研究拠点の全体構想を簡潔にとりまとめて記載して下さい。
予算規模	必要予算額 億円 (建屋 億円 、 設備・機器 億円)

2. 目的

〔地域の特徴を活かした地域産学官共同研究拠点の設置の目的を記載して下さい。〕

3. 達成目標

〔運営開始後の少なくとも10年間程度を見通した目標を記載して下さい。〕

4. 拠点の活動計画

下記の例を参考に、活動計画を具体的に記載して下さい。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用機器設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 設備機器の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

5. 地域における産学官連携の活動における位置づけ

本事業の拠点と地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけを記載してください。

また、地域における関連する施設の設置・稼働状況、高度技術者・コーディネーター等の現状についても可能な範囲で記載して下さい。

6. 予測される成果や効果

運営開始後の少なくとも10年間程度を見通した本事業の活動から得られることが予測される成果や効果について、例えば、大学のシーズの育成・企業化、企業のニーズを踏まえた研究の促進、産学官の人材の交流の活性化、地域の関連人材の育成など地域のイノベーション創出につながるものを記載して下さい。

7. 拠点の運営体制

本事業の拠点の運営体制に関し、産学官のそれぞれの役割と連携のあり方を運営委員会の設置と運営も含めて記載して下さい。例えば、運営委員会については、地域全体の産学官連携活動の中で本事業の拠点の活動を位置づけることが期待されます。

8. 管理体制

本事業の拠点の施設・設備の活用を誰が、どのように管理するかについて具体的に記載して下さい。

9. 拠点の運営資金計画

(1) 運営資金額

〔拠点の運営に係る資金額を①運営開始時点、②5年後の時点、③10年後の時点でそれぞれの程度に見積もるかについて記載して下さい。〕

(2) 内訳

〔上記(1)の資金額の①、②及び③の内訳について、例えば、人件費、研究費、設備維持費、光熱水費等に分けて記載して下さい。〕

(3) 資金の確保

〔上記(1)の資金を産学官でどのように連携して確保するかについて記載して下さい。〕

10. 拠点整備の形態

- (1) 拠点整備の形態が、①新築、②増築、③合築のいずれかであることを記載して下さい。なお、②増築か③合築の場合は、どのような計画であるかを詳細に記述して下さい。

- (2) 既に産学官連携拠点として適当な建屋があり、研究設備の充実強化だけを求める計画の場合は、既存の建屋の詳細を記述して下さい。

1 1. 拠点の施設・設備の概要

[様式4、5に基づいて記載してください。]

【様式 4】

施設の概要

1. 必要な施設の概要

(1) 施設

機能（室名）	仕様	面積
		m ²
		m ²
エントランスホール・廊下・階段・トイレ等 ※		m ²
延べ床面積		m ²

※ 延べ床面積の 30%程度として下さい。

(2) その他 必要な工事

例) 駐車場 他

2. 整備費用（具体的な内訳）

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 建設工事費（附帯設備工事を含む） | 百万円 |
| (2) 外構工事費 | 百万円 |
| (3) 研究設備費（内訳を【様式 5】にて提出） | 百万円 |

3. 建設予定地

(1) 建設予定地

〔最寄りの交通機関等との関係が判る縮尺が明示された図を添付すること〕

(2) 建設予定地の現況

〔敷地全体を表す 1/400 程度の現況図および写真 2 枚を添付すること〕

(3) 現在の用地所有者・提供可能な形態

所 有 者：

提供形態：

4. 関連法令 等

〔建設・運用に当たって、特に考慮すべき関連法令等ある場合は記載してください。〕

【様式 5】 研究設備の内容

研究設備名	必要性	仕様	見積額(千円)	設置場所

<別添>

地域産学官共同研究拠点整備事業
基本方針(案)

平成 21 年 7 月 8 日

産学官イノベーション創出拠点推進委員会

<目 次>

1.	はじめに	P. 21
2.	本事業の意義	P. 21
3.	本事業の拠点の活動	P. 22
4.	本事業の基本骨格	P. 22
5.	地域の構想・計画	P. 24
6.	拠点の運営	P. 25
7.	地域拠点ネットワークの構築	P. 26
8.	省を越えた国の連携	P. 26
9.	むすび	P. 26

1. はじめに

「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）は、経済対策として、地域産学官連携の取組みを加速するため、平成 21 年度の補正予算として認められたものである。

本事業を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された産学官イノベーション創出拠点推進委員会（以下、「本委員会」という。）は、本事業が効果的、効率的に推進され、真に地域のイノベーション創出につながるものになるように本基本方針を策定した。

2. 本事業の意義

政府は平成 20 年 12 月に改訂した「地方再生戦略」（地域活性化総合本部会合）において、地方再生に向けて地域と大学等の連携等を通じ、地域での産学官連携を推進することを重要な取組みとしている。

また、総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

3. 本事業の拠点の活動

本事業は、例えば次に示すような活動で地域における産学官連携の総合的な取組みを加速することにより、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するとともに、地域における関連人材の育成や研究成果の地域企業への展開を図ることを目指すものである。

本事業の拠点においては、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

4. 本事業の基本骨格

(1) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、大学（高等専門学校等の教育・研究機関を含む）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の活動の成果が地域の10年、20年さらにはその後の発展に結びついていく計画を組み立てることが必要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さらには拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

(2) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること
- ② 経費を含め拠点を運用する主体となること

に責任を有する。

また、JST は、

- ① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
- ② 建物を所有すること

について責任を有する。

(3) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

(4) 拠点整備の規模

上記（3）を勘案し、拠点整備の規模としては、30 億円程度を上限とし、20 数億円程度から 10 数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算（695 億円）の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

5. 地域の構想・計画

(1) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JST が地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがとられる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。
- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の教育・研究機関の長、産業界代表者等の連名による。

(2) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後10年間程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の少なくとも10年間程度を見通した明確な目標が設定されること
- ③ 明確な活動計画が策定されること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけが明確であること

- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ 明確な運営体制（運営委員会の設置等）が整備されること
- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 運営資金面での明確かつ確実な計画が立てられること
- ⑨ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

（３）拠点の構想・計画の採択の基本

上記（２）の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していく計画であるものを採択していくことが基本となる。

６．拠点の運営

（１）地域の運営委員会

地域の運営体制については、責任ある運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の運営方針を明確にすることが重要である。このため、地域全般にわたる産学官連携による運営委員会が設置され、その検討・審議の中で拠点の運営計画が策定されることが求められる。

（２）地域を越えた連携

本拠点は、当該地域における産学官連携が基本ではあるが、活動をより活性化するために地域を越えた連携も求められることがある。そのような場合には、地域自身による努力のみならず、下記 ７．に示す地域拠点ネットワークを核として、国や JST が積極的に支援することも重要である。

（３）拠点の運営のフォローアップ

本委員会は、拠点の運営開始後も適宜その運営状況を把握し、地域や JST の

みならず、国に対しても必要な助言や提言を行っていくものとする。

7. 地域拠点ネットワークの構築

本事業が全国規模で実施されるものであることから、産学官連携活動全般の活動を一層強化するため、本事業による地域の産学官連携の拠点を中核とした地域拠点ネットワークを構築することにより、

- ① 地域を越えた連携の推進を図ること
- ② 様々な地域産学官連携データベースの構築とその活用による活性化を図ること
- ③ 最新の関連情報の交換が日本全国の間でなされること

などを推進していくことが求められる。

このネットワークは、国や JST が中心となり地域の協力を得て構築していくべきものである。

8. 省を越えた国の連携

本事業は JST の事業であるが、産学官連携推進を実施している文部科学省と経済産業省など国が省を越えて連携して取り組んでいくべきものである。

国は科学技術による地域活性化を推進していく際、本事業の拠点やその拠点を核とした地域拠点ネットワークの活用を視野に入れて産学官連携事業に取り組むべきである。

9. むすび

本事業が真に地域のイノベーション創出につながるものとなるためには、地域の主体的な取組みを基礎として、文部科学省、経済産業省等の各省や JST 等の関係法人が地域と密接な連携をとり、我が国全体としての地域の産学官連携の強固なネットワークの中で、拠点活動が持続的に発展していくことが必要である。そ

のための関係各者の真剣な取組みにより、我が国の発展につながる科学技術を駆動力とした地域の経済活性化を図っていかなければならない。